

山本正著『王国』と「植民地」——近世イギリス帝国のなかのアイerland——

本多三郎

はじめに

アイerlandがイギリスの植民地であったことは、多くの人が認めるところである。しかし、アイerlandが王国であったことを知っている人はあまり多くない。ましてや、王国でありながら、やはり植民地であったということ鮮やかに示した人はほとんどいない。これを描いて見せたのが本書である。

私の講義で学生諸君に「イギリスの本当の国名を知っているか」と尋ねたことが何度かある。たいがい数名がUK（連合王国）と答えてくれる。オリンピックなど知って

いるのであろう。しかし、「大ブリテンと北アイerlandの連合王国 The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland」と答えることができるのは、一名いるかどうかである。

考えてみれば、私たちがかの国をイギリスと呼んでいること自体、その謂われはともかくとして、不思議なことである。いや、今、「かの国」といったが、イギリスを「国」という言葉で表現することも、何となく違和感を憶える。実際、ラグビーなどでは、イングランド、ウェールズ、スコットランドの間でおこなわれる試合を三カ国対抗と呼んだりしている。アイerlandを加えて四カ国、フランスを

加えて五カ国対抗と呼んでいる。

本書は、私たちがいうイギリスを一つのネイション国家ではなく、「複合的なひとつの国家」「帝国」として描こうとしている。

以下、このような本書の概要を紹介するが、それに先だって、本書の最大の特徴の一つについてまず触れておく必要があるだろう。本書は、イギリス・アイルランドの最新の研究、著者のいう、「大西洋帝國的コンテクスト」派と「イギリス諸島三王国的コンテクスト」派の研究に積極的に依拠した、問題提起豊富な労作である。

#### 一 本書の構成と内容の概要

本書は、序章と、次の三部から構成されている。第一部「テューダー朝のアイルランド再征服」、第二部「三王国戦争」とアイルランド」、および、第三部「近世イギリス帝国の国制とアイルランド」がそれぞれである。

序章では本書の課題と、それに関わる研究史が問われている。「王国」にして「植民地」であったというアイルランドのイギリス帝国におけるアンビヴァレントな地位」を、「近世、すなわち近代初期の三世紀」、「世界に覇を唱

えることになる近代イギリス帝国の礎が築かれた、いわゆる第一次帝国の時代に焦点を絞って」明らかにすること、これが本書の課題とされている（五頁）。

では本書における叙述の展開はどのようなものか、その概要を示せばこうなる。

第一部では、「テューダー朝がアイルランドの『王国』化を意図しながら」、「植民地」化が強まっていくプロセス」（二五頁）の解明が課題とされている。

テューダー朝が「王国化」を図ろうとしたアイルランドはいかなる状況にあったか。中世イングランド王国によるアイルランド征服が「中途半端」に終わり、「ゲリック・アイルランド」と「イングリッシュ・アイルランド」との拮抗、イングランド的な統治制度が機能する「ペイル」の内と軍閥が群雄割拠する「ペイル」の外との分裂、つまり、二つの「二つのアイルランド」に分かれたアイルランド（三二〜九頁）、これが本書が描こうとする新しいイギリス・アイルランド史像の出発点である。

では、何故、アイルランドの「王国化」であり、それは何であって、どのようにしてか。テューダー朝は当初、軍閥化したイングランド系大領主に統治を委ねたが（四一

（二頁）、中世以来、アイルランドに君臨してきた大軍閥の消滅を意味するキルデア伯の乱と、同伯家取り潰し以後、イングランド王権はアイルランド統治に直接責任を負わねばならなくなった（五三頁）。そこで、イングランド王権がめざしたのが、同王権によるアイルランドにたいする「一元的支配の確立」（六九頁）、つまり、アイルランドの「王国化」である。

その内容と方法は、ゲール有力族長にたいする、「讓渡と再授封」によるイングランド王権のもとへの封建的臣下としての編入、つまり、「ゲリック・アイルランド」のイングランド化であり、「ペイル」の外に地方長官と評議会制度を設けることによる、イングランド系大領主の軍閥としての存在の解体と、その基盤である軍事専門集団（私兵団）の除去である。

だが、この「王国化」、著者のいう「改革」は部分的成果をもたらしたものの、「ペイル」の外では、デズモンドの乱（イングランド系大領主の反乱）や九年戦争（アルスター軍閥連合の反乱）を招来し、「ペイル」の中でさえ、「改革」を押し進めようとする総督と、「軍事力を振り回して」の「改革」コストの負担を強いられる「ペイル」住

民ならびにその政治エリートとの乖離、反発が生じ、とどまり、軍事征服というかたちに帰着した（二〇四頁）。以上が、第一部「テューダー朝のアイルランド再征服」の主な内容であるが、あと二点紹介しておきたい。一つは、一六世紀におこなわれた植民を、本書は「政策決定者の意図」としてはアイルランド「改革」の一環として捉えようとしていることである。

第二は、「旧き新世界」アイルランドにおける、富の追求のあくどいやりかたの典型例としてのコーク伯リチャード・ボイルと、かれら新参イングランド人の植民活動にたいする現地既存のイングランド系エリートによる批判と、スペンサーによる反批判が、興味深く描かれている。

第二部「三王国戦争」とアイルランド」の内容はどうか。

「神のため」か「王のため」か——「アイルランド・カトリック同盟——」の内紛（第五章）と、「クロムウェルの征服と「ニュー・イングリッシュ」」（第六章）から構成されている。その内容は、一六四〇年代から五〇年代にかけてのアイルランドにおける戦争とその結末に焦点をあてて、四〇年代におけるカトリック内部の分裂、五〇年代

におけるクロムウェルの征服とその事後処理の歴史的意義が考察されていて、アイルランドの三つのエリート集団、すなわち、「ミア・アイリツシュ（オールド・アイリツシュ）」、「オールド・イングリツシュ」、および、「ニュー・イングリツシュ」の、イングランド王権ならびにウエストミンスター議会とも絡んだ、利害関係の交錯に分析の焦点が当てられている。

総じて、一七世紀になっても、アイルランドの「植民地」的状况をさらに深化させた最大の要因と著者が理解する、宗教と密接に絡んだ政治的対立が、政治体としてのアイルランドという観点から考察されている（一六頁）。

第二部の、あるいは、本書全体の最大の特徴の一つは、一六四〇年代のイギリス革命を、近年における「新しいイギリス史」をめざす「イギリス諸島三王国的コンテクスト」派がいう、「イングランド、スコットランド、アイルランドにおける事態の展開」が、「等価」のもので、かつ「相互に作用しあうもの」として、つまり、「三王国戦争」（さらには、ハプスブルグ家のスペインとブルボン家のフランスを加えた五王国戦争）として捉えていることである。

第二部の分析でもう一つ興味深いのは、クロムウェル支

配下のアイルランドにおける、「クロムウェル派」と「ニュー・イングリツシュ」との確執で、「クロムウェル派」はアイルランドの支配層になることができず、結局は「ニュー・イングリツシュ」が支配層になっていったこと、そして、「名誉革命」・アイルランド戦争により、「オールド・イングリツシュ」がエリートの座から最終的に追われ、一八世紀のプロテスタント支配体制が確立したことである。

最後の第三部「近世イギリス帝国の国制とアイルランド」は、アイルランドのイングランド（イギリス）にたいする従属化とアイルランド側からの反発と抵抗を考察している。

すなわち、イングランド議会は無条件にはアイルランド議会を拘束せずとの原則がテューダー朝期に確立されたが、アイルランド・カトリック反乱の鎮圧のためにイングランド議会が制定した募金法（一六四二年）がこの原則を侵したことで、このアイルランド議会の立法権を無視するイングランド議会の姿勢にたいして、「カトリック同盟」が迅速に反応したことを明らかにしたうえで、「カトリック同盟」、より正確には「オールド・イングリツシュ」が主張するアイルランド議会独立論の意味が問われている。

次いで、クロムウェル共和制のもとで否定されたアイルランド議会が、王政復古により復活したが、イングランド議会が依然として募金法制定時と同じ優越的姿勢を堅持するなかで、アイルランド支配体制の主柱となった「ニュー・イングリッシュ」のアイルランド議会独立論が、ウイリアム・モリニユクスの『弁明』を例にとつて分析されている。

本書は大変興味深い結論を下している。

一七世紀の新旧両イングランド系政治エリートによるアイルランド議会独立論には、一八世紀北アメリカ植民地の政治エリートとも共通する近世イギリス帝国におけるコロンビア・ナシヨナリズムというべき性格があつた。一方、特異な性格もあつた。「植民地」というべき存在でありながら、ことさらに「王国」であるところのアイルランドにおける臣民の権利の根拠を求めようとした。そこには、「大西洋のかなたの英領植民地に対するアイルランドの政治エリートの優越意識」がうかがえると(二一四〜五頁)。

## 二 新しいイギリス・アイルランド史の提起

本書は問題提起に満ちた、以下に述べる諸点において優

れた労作である。

イギリス・アイルランド史を相互に交錯するものとして、それもそれぞれの内部的対立・矛盾、つまり、評者のいう発展の契機を析出しながら、それらの相互作用(対立のからみ)として叙述したのは、少なくとも日本では初めてであろう。しかも、イギリス・アイルランドの最新の研究、著者のいう、「大西洋帝國的コンテクスト」派と「イギリス諸島三王國的コンテクスト」派の研究に積極的に依拠しながら、両者を総合するものとして、アイルランドにおいて交錯する、あるいは同時的に進行する、イングランドの大西洋への帝国膨張と、イングランドによる「イギリス諸島」国家統合の歴史過程を解明した。総じて、地域史としての「ブリテン諸島史」(「イギリス諸島史」(大西洋諸島史)(本当のところどう呼ばよいか)の、少なくとも日本における最初の成果である。これが第一。

第二に、イギリス史に限っていえば、著者は越智武臣・川北稔を継承しながら、かれらがなしていないものとして、「近世」イギリス帝国の中でアイルランドが占めていた位置の正当な評価、「植民地」であつたアイルランドが同時に「王国」であつたことの意味の解明(七〜八頁)、

つまりは、「近代国家」としては「特異」な存在（四頁）、  
「近代帝国の理解を逸脱する存在」（五頁）としてのイギ  
リス史、就中、「近世」イギリス史の再構成をはたそうと  
している。

第三に、アイルランド史についてはどうか。「近世イギ  
リス帝国を大西洋圏に広がっていく、多数の下位の政治体  
から構成される複合的なひとつの国家」とし、そして、  
「アイルランドをその国家（帝国）を構成する下位の政治  
体のひとつと捉えたうえで、その性格や、帝国における位  
置の変化を追究」（一四頁）、つまり、「植民地」であつて  
「王国」（一個の国家）である、「王国」であつて「植民地」  
である、「近世」アイルランド史を叙述している。

したがつてまた、第一で触れたように、イングランドの  
帝国膨張と国家統合のインパクトに併呑されながら、一個  
の国家史としての「近世」アイルランド史を、内部の政治  
的対立・矛盾（発展の契機）の展開を明らかにすることに  
よつて叙述している。イングランド系大領主と小領主、  
オールド・イングリッシュとニュー・イングリッシュ、  
ゲール系大軍閥と小軍閥などの利害対立等々である。しか  
も、アイルランドの支配者と被支配者との関係にも触れて

いて、総じて、イングランドに支配されたアイルランドを  
一色に塗りつぶしてしまうのでなく、それ自体の内部矛盾  
が明らかにされている。

第四に、本書は、大胆にもいつてよいほど、近代イギ  
リス史像、あるいは近代ヨーロッパ史像を塗り替えようと  
の試みでもある。本書は、テューダー朝の一六世紀から、  
産業革命が始まる一八世紀までの三世紀を「近代初期」つ  
まり、「近世」としている。「近世イギリス帝国」はこの三  
世紀をカヴァーするものとされている。一七世紀中葉イギ  
リス革命のブルジョア革命としての評価は消え去り、  
テューダー朝の成立に「広義の近代」の開始という歴史画  
期性が求められている。あるいはまた、「広義の近代」に  
たいするいわば狭義の近代が、明示されてはいいないが、お  
そらく、一八世紀末か一九世紀初頭から始まるとされるの  
であろう。オランダ独立革命、イギリス革命、アメリカ独  
立革命、フランス革命、従来、これらはブルジョア革命と  
して評価されてきたが、こうした評価、歴史認識を覆そう  
とする「近世イギリス帝国とアイルランド」史像の提起で  
ある。

だが、評者の批判はまさにここにある。以下、何点かに

わたって述べてみる。

### 三 質問・批判・討論

第一は、本書で使用されている中世、近世、近代という時代区分のメルクマークは何か、各時代の政治経済的性格は何で、したがって各時代の相違は何であるのか。また、本書のいう「近世イギリス」と、著者が師事する越智の「近代英国」は相違するののか、同じなのか。まずはこういった素朴な疑問が浮かび上がる。

先に触れたように、本書では、「近世イギリス」はテューダー朝以降と考えられていて、それは「広義の近代」の始まりであり、「近代初期」とされている。とするなら、近世はとにかく近代の中に入れられていると考えてよい。

ところで、アイルランドにおける「譲渡と再授封」では、イングランド王権が「ゲリック・アイルランド」有力族長と封建的主従関係を結ぼうとしたとされている。封建制と「近代初期」||「近世」は矛盾しないのであろうか。

評者は、テューダー朝は従来からいわれてきたように「絶対王政」と理解するのがよく、その政治経済的性格は

やはり封建的なものとするのがよいのではないかと考える。本書で、地方長官・評議会制度を設けて、アイルランドに群雄割拠する軍閥の軍事的政治的基盤を掘り崩すとあるが、テューダー絶対王政が、アイルランドにも王権一元支配を実現しようとしたものと理解するのがよいのではないか。また、実際、同時代においては、封建的な領主・農民関係の基礎を掘り崩す困い込みは法的に禁止された。

本書は、テューダー期以降の展開に顕著にみることで、大きな帝國的膨張に着目し、したがってまた、本書の主テーマである、同時期以降に、大西洋帝國的膨張の第一歩がアイルランドで踏み出され、しかも同時に、イギリス諸島の国家統合が進められたこと、を明らかにするために、一六世紀より一八世紀までを「近世イギリス帝国」ととらえることに力点が置かれたのであろう。

もう一つ理由がある。本書は、一七世紀中葉イギリス革命のブルジョア革命としての意義を認めない研究潮流に倣さずものとして、意図して叙述されている。イギリス革命は革命といえず、その歴史的画期性は認められず、したがって、一六世紀から一八世紀までを基本的には一つの時代として描かれている。本書がイギリス革命を「三王国戦

争」として描いている点、高く評価できる。イングランドからだけ見るのではなく、スコットランドやアイルランドを正當に位置づけようとしているからである。しかし、イギリス革命のブルジョア革命としての意義は否定できずであろうか、この疑問が第二。

イギリス革命は、スコットランドもアイルランドも含むブリテン諸島（イギリス諸島）全体を包含する単一の共和国（イギリス史上唯一の共和制か）を実現した。本書の著者は国制史研究を重視している。ならば、少なくともこの事実には拘泥してもよいのではないか。本書にも叙述されているように、イギリス共和制が短期間のうちに瓦解した。評者はその大きな原因・背景の一つにアイルランド征服があつたと考えているがゆえに、なおさらこの点を強く希望したい。

本書では「募金法」が詳しく分析されている。そして、ロンドン（イングランド議会）が、アイルランド・カトリック反乱鎮圧軍の將校任命権、兵士徵募権を有することと、つまり、国王大権を否定することをうたっていることを明らかにしている。

ところで、イギリス革命において後見裁判所と軍役保有

が廃止され（一六四六年二月、一六五六年一月）、国王最高領主権たる国王大権の重要な核心が否定されたこと、つまり、領主的土地所有を近代的私有権として確認することによる、封建的土地所有の重層的体系の解体、レーニンという「地主的道」によるブルジョア的土地改革が遂行されたこと、この点は一九六〇年代にすでに明らかにされている。尾崎芳治・武暢夫・松村幸一のグループによつてである。国制史研究を重視する本書著者には、これらの研究、就中、尾崎による、革命期の各党派（王党派と、インディペンデントツやレヴェラーズなどの議会派諸派）の綱領と、革命期の実際の政治的諸結果の克明な分析と格闘すべきである。

第三は、上記二点にも関連することであるが、テューダー朝イングランド王権が「改革」の対象としたアイルランドの当時の社会経済史的性格に、さらには、当時のアイルランド支配者と被支配者との政治経済的關係の性格に関わることである。その一つは群雄割拠する「軍閥」の性格は何か、ということである。中世末あるいは近世初頭とあるので、日本史における戦国大名のようなものと考えてよいのか。そうではなくて、封建的領主になる以前の、何か

豪族的なものなのか、あるいは、氏族の族長が封建領主へと変化しつつあるものにとらえてよいのか。

この点を考察するうえで一つのかぎを握っていると考えられるのが、「コインとリヴァリー」である。本書には「コインとリヴァリーに苦しめられていた被支配者層」（七二頁）と記されているからなおさらそうである。

「コインとリヴァリー」について本書がどのようなものとして描いているか。「ゲール法のもとでは、領主には領民に対して必要に応じて随時食糧その他の物資を徴発しうる権利や私兵を民家に宿営させる権利」（三六頁）、「本来ゲール法下の族長の慣習的権利であり、イングランド系大領主にも普及していた『コインとリヴァリー』と呼ばれた恣意的な物資等の徴発権」（七〇頁）、あるいは、「勢力圏内の住民に貨幣ないし現物による強制徴発」（八一頁）とある。

他方、テューダー朝によるアイルランド「改革」の内容として、「シドニーは、従来軍閥が突発的・臨時的に徴発していた『コインとリヴァリー』相当分を、地方長官に納めるべき定期的（年一度）かつ定額のお金納・物納による租税への転換を図ろうとした」が、それは、「被支配者に

とって実質的な負担減を意味するはずであった」（七二頁）とある。

「ゲリック・アイルランド」の族長がイングランド王権と封建的主従関係を結ぶことにより（八一、七二頁）、と述べられていることからしても、ゲール族長やイングランド系領主と領民との関係は、封建制以前のものというよりも、封建的な領主・農民関係、あるいは、それにかなり近づいているものと類推できないか。

第四に、イングランド王権の意図と実際についてである。本書は、テューダー朝イングランド王権はアイルランド「改革」を意図したが、結局は「征服」に終わったというパラドックスを描こうとしている。そのなかで、キャニーについてこう紹介している。「キャニーは近年では、アイルランドのみならず、近世を通じて大西洋世界における植民全般について、イングランド人には植民対象地域の既存住民に対する搾取の意識はなく、むしろ「改革」Ⅱ文明化の意図が濃厚だったとして、そのポジティブな性格を強調している」（八三頁注28）と。著者はもちろん、イングランド王権、イングランド人の意図をここまで肯定的に評価してはいない。ただ、テューダー朝の「改革」意図その

## 補論

ものについて、もうすこし、批判的であつてよいのではとの印象をもつた。と同時に、キャニーのいうように、イングランドⅡ「文明」による、野蛮な先住民の「開化」という構図、意識構造が早くもアイルランドに対するものとしてあつたとするなら、それこそ注目される。

最後に、本書もいわゆるアイルランド・ナショナリズム史観を批判超克しようとしている。ただ、他の論者にも見られることであるが、批判の対象とされる同史観が読者に十分に解るように紹介されていない。別の機会に是非やつてほしい。

何点かについて批判的なことを述べた。しかし、本書は、大胆といつてよいほどに、イギリスをはじめとするヨーロッパ史、さらには、世界史の書き換えをも含意する、大変問題提起豊富な労作である。また、すでに述べたように、アイルランドを正当な位置においたイギリス・アイルランド史をすくなくとも日本において本格的に叙述したものであり、しかもそれが、大西洋へと広がるヨーロッパ世界のなかで叙述しようとしている。多くの読者がえられることを切望する。

大塚史学のいうイギリス資本主義の類型論的把握に対する批判と論争は、少なくとも、イギリス革命に関する限り、一九六一年度土地制度史学会秋季学術大会において山之内靖グループと激しい論争をたたかわした、尾崎・武・松村グループによつて解決されている（同上学会報告、堀江英一編『イギリス革命の研究』、青木書店、一九六二）。しかし、この点が忘れ去られたようになっており、また、歪められて理解されているようである。

まず、大塚史学の系譜論と「下からの道・上からの道」論から触れておく。

厳密な意味での「近代的資本」と「近代的プロレタリアート」は、したがつてまた「近代資本主義」は、「自由な独立自営農民」層を培養器にして形成される「中産的生産者層」のうちより、つまりかれらの両極分解により生まれてくるものである。この「自生的」な「下からの道」あるいは「下からの途」である「小生産者の発展経路」にあつては、領主・地主層からブルジョアの経営者が生まれ、問題はその農民層分解があるかどうかであり、

かれら生産者のうちから産業資本が生まれることが基本となる。

これに対抗するものが、地主からの、商人からの資本への、つまり「前期的資本」への転化であり、日本のような「半封建的資本主義」の生成である。

イギリス革命では、すでに実現している、封建的土地所有体系と共同体的土地保有体系の解体を追認し、「初期独占」に反対し、「前期的資本」への転化をうち破った。これを担ったのが、インディペンデントであり、社会層としては「ヨーマン」である。

では、尾崎・武・松村グループはどのような批判をおこない、論争を解決したのか。かれらのレーニン「二つの道」論に依拠した構造的ブルジョアの進化論はこうである。

農業における資本主義発展は、したがってまた、全体的な資本主義発展は農民経営＝小経営の分解が基礎過程にある。農民層分解が進行しなければ農業における資本主義発展は進行しない。つまり、農民層分解があるのかないのかによって「二つの道」が決まるのではなく、レーニンのいう「農民的道」も「地主的道」もいずれも農民層分解の進

行を前提にしている。

イギリス革命では、土地問題が「事後承認」ではなく、現実の課題として提起された。封建的土地所有体系の廃棄をめぐった王党派と議党派が争い、どのようにしてそれを廃棄するか、つまり、領主的土地所有権を廃絶するのか（農民的道）、それを残存させながら、その近代的土地私有権への転化を進めていく、つまり改良していくのか（地主的道）、をめぐって、プレスビテリアンならびにインディペンデントと、レヴェラーズとの間で争われた。結果は、クロムウェルによるレヴェラーズの弾圧、アイルランド遠征をめぐるレヴェラーズ内の意見対立が一因となつてレヴェラーズの敗退となった。つまり、農民的道の流産と地主的道の勝利、領主的土地所有権の漸次的な近代的土地私有権への転化、一八世紀より一九世紀にかけて展開する議会困い込みへの道の清掃である。

総じて、イギリス農業における資本主義発展は、したがってまた、イギリス資本主義発展は、下からでもなく、上からでもなく、農民層分解を基礎過程にしながら、領主層が、ジェントリー層が主導する、つまりは、土地貴族が社会経済的に支配的地位に長くとどまり、政治権力を長き

にわたって掌握することになった。

こうしたいわば構造的ブルジョア進化論は、大塚史学流の系譜論になってしまっている越智武臣の「近代化の担い手—ジェントリー」説や、飯沼二郎の「地主王政」説とは決定的に違うにもかかわらず、レーニンの「地主的道」にたいする誤った理解にもとづき、同じ主張グループのものと誤解されてきている。その一つの原因が、『イギリス革命の研究』の編者である堀江が執筆した第一章にある。すなわち、レーニンを間違つてとらえ、地主経済のブルジョア化が地主的道であり、農民層分解を基礎にした農民経済のブルジョア化が農民的道であると解説し、大塚史学のいう、農民層分解があるのか、ないのかによって決まる「上からの道・下からの道」論と結局は同じ枠内にあると誤解されることになった。

山本正著『王国』と「植民地」——近世イギリス帝国のなかのアイランド——（思文閣出版、二〇〇二年刊、A5判、XIV+三二〇頁、本体二八〇〇円）

（ほんだ さぶろう・大阪経済大学経済学部教授）